

令和3年度 補正予算の概要

(令和4年2月議決分)

令和3年度一般会計2月補正予算の概要

議案第2号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）

・ 今回の補正予算の基本的な考え方

- 1 点目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業
 - 2 点目に、ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業
 - 3 点目に、保育士や放課後児童支援員等に対する処遇改善事業
 - 4 点目に、わくわく取手生活実現事業補助金の増額
- 以上、4の考え方にに基づき、補正予算を計上します。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、1億2,816万5千円の増額で補正後の予算総額は、442億6,820万6千円となります。

一般会計予算2月補正額				単位：千円	
区分	補正額の財源内訳				
2月補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
128,165	117,117	0	14	11,034	

2. 主な歳入補正の内容

1) 国県支出金

ア、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 982万7千円増

令和3年度国の補正予算により交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、今回は、令和3年度に実施する事業分（一部は令和4年度に繰越を予定）を計上します。なお、残分については、国の本省繰越という手続きを取り、市の令和4年度の事業として、令和4年度早期に補正予算を編成して対応するため、現在、事業を検討しています。

単位：千円

国補正予算	交付額	単位：千円	
		今回計上分	R4補正で計上予定
R3.1号	370,568	9,827	360,741

イ、処遇改善臨時特例交付金 5,046万5千円（補助率：国10/10）

【内訳】

- ・ 保育士等処遇改善臨時特例交付金 4,501万8千円
- ・ 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金 544万7千円

- ウ、ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業補助金 5,576万5千円
(補助率：県 10/10)
- エ、わくわく茨城生活実現事業補助金 106万円増 (補助率：県 3/4)

- 2) 財政調整基金繰入金 1,103万4千円増
 財源調整のため財政調整基金を繰入れます。
 財政調整基金の残高

単位：千円

補正前残高	補正による増減額	補正後残高
1,377,510	▲11,034	1,366,476

3. 歳出補正の内容

今回の歳出補正のポイントは、4項目となります。

1点目は、国の令和3年度補正予算において交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度中に早急に対応しなければならない事業や、既に臨時交付金を活用して実施している事業のうち、事業期間を延長して継続実施する事業について、事業費総額1,965万5千円を計上します。

【内訳】

- ア、テレワーク移住促進補助金 1,390万円増
 テレワークを行う移住者の住宅取得補助及び家賃補助、市民を対象とした市内宿泊施設のテレワーク利用に対する補助を行います。(令和3年度実施事業の継続)
- イ、GIGAスクール環境整備事業 88万8千円
 来年度、高井小学校において児童数増加により普通教室が増加するため、GIGAスクール環境整備事業の一環として、大型提示装置・タブレット端末充電保管庫を追加整備します。
- ウ、要保護・準要保護世帯支援事業 486万7千円
 通常、前年(令和2年)の所得にて認定を行っている就学援助制度について、令和3年の所得により認定を行うことができる特例措置を設けることにより、家計急変世帯への経済援助を行います。(令和2年度も同様の措置を実施)

2点目は、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業について、5,576万5千円を計上します。

県は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加等の影響を緩和させることを目的とした給付金を支給する制度を創設しました。

市では、この制度を活用し、給付金を支給するために必要な経費について計上します。

①対象者

- (1) 令和4年1月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
支給見込者数：689世帯・940人
- (2) 公的年金給付等を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当を受給していない方（要申請）
支給見込者数：30世帯・40人
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方（要申請）
支給見込者数：100世帯・120人

②給付額

児童1人当たり一律5万円

③支給スケジュール

- ・(1)の申請が不要な対象者には、児童扶養手当の支給情報をもとに3月末までに支給
- ・(2)(3)の申請が必要な対象者については、5月末までに支給

3点目は、保育士や放課後児童支援員等に対する処遇改善事業について、5,133万1千円を計上します。

国は、補正予算において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く方々の収入を、3%程度引き上げる処遇改善に必要な経費を補助するため、処遇改善臨時特例交付金を創設しました。

市では、この交付金を活用し、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善を行うにあたり必要な経費について計上します。

①実施施設

- (1) 保育園等21施設
私立保育園：8園、私立認定こども園：10園、事業所内保育施設：1園、
私立幼稚園：2園
- (2) 放課後児童支援施設14施設
公立公営分：11施設
民間委託分：3施設

②国の補助等

- ・令和4年2月から9月までは、国の補正予算による処遇改善臨時特例交付金（国10/10）で補助。
- ・令和4年10月以降については、国の令和4年度当初予算において、保育士等は公定価格の見直し（国1/2、県1/4、市1/4）、放課後児童支援員等は子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3、市1/3）により同様の措置を講じる。

4点目は、わくわく取手生活実現事業について、141万4千円（※）を増額します。

わくわく取手生活実現事業は、東京23区に在住、又は東京圏在住で23区へ通勤する方が取手市に移住して就業や起業した場合、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の補助金を交付する事業で、茨城県と協働して実施しています。

令和3年3月から就業に関する要件に「テレワーク」が追加され、転職しなくても補助金が受給できるようになったところ、申請者が増加したことから、一般会計補正予算（第12号）で増額の補正予算措置を行いました。

今回、申請者が更に増加し、予算に不足が見込まれることから、必要な経費について増額するものです。

単位：千円

区分	当初予算		12月補正 (第12号)		2月補正		補正後	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
世帯	1	1,000	4	4,000	2	2,000	7	7,000
単身	3	1,800	9	5,400	▲1	▲600	11	6,600

※補正額には、補助金のほかに消耗品費1万4千円が含まれています。